

○平成 20 年国土交通省告示第 283 号（抄）※平成 28 年告示による改正後の内容（H29. 4. 1 施行）

（例）「別表第 1 かごを主索又は鎖で吊るエレベーター」

番号	検査項目		指摘 無し	要重 重点 点 検	要是正		担当 検査 者 番 号
					既 存 不 適 格		
(14)	巻 上 機	しゅう動面への油の付着の状況	適・否				
		保持力 イ. ブレーキをかけた状態において、トルクレン チにより確認 ロ. ブレーキをかけた状態において、電動機にト ルクをかけ確認 ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認	適・否				
		パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	右 mm 左 mm				
		プランジャーストローク イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	mm				

○平成 28 年 11 月 1 日付国住指第 2606 号（技術的助言、抄）

<p>第 2 第 283 号告示に係る運用上の留意事項</p> <p>3. プランジャーストロークについて（別表第一 一 機械室(十四) 等）</p> <p>プランジャーストロークを測定しなければならないエレベーターとは、ブレーキシテムの構造的な特性からブレーキライニングの摩耗が進行した場合に、プランジャの移動が拘束される又はブレーキスプリングのばね力により推力が低下する可能性のある構造と判定されたブレーキを有するものをいう。</p> <p>なお、具体的判定情報は、別途示す判定フローに基づき、製造者等が示すものによること。小荷物専用昇降機において、具体的判定情報や検査方法を製造者等が示している場合は、その内容及び結果を特記事項に記入すること。</p>
